

住宅資産活用推進事業についての公示

平成27年4月24日

国土交通省住宅局長 橋本 公博

次のとおり、住宅資産活用推進事業について公示する。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅資産活用推進事業

(2) 事業目的

売却、賃貸、リバースモーゲージ等の住宅資産の活用について相談できる体制を整備する事業及び住宅資産の活用について助言する専門家を育成する事業について公募を行い、優れた事業を提案した応募者に対して、予算の範囲内において、国が当該事業の実施に要する費用を補助することにより、アクティブシニアを中心とした高齢者等が所有する住宅資産の活用を促進し、高齢者等が所有する良質な住宅ストックの住宅市場への供給を促進して、中古住宅市場を活性化することを目的とする。

(3) 事業内容

① 住宅資産活用のための相談体制の整備

高齢者等の所有する住宅資産の活用を促進するために、売却、賃貸、リバースモーゲージ等の住宅資産の活用について相談できる体制を整備すること。なお、相談体制の整備にあたっては、ファイナンシャル・プランナーを配置し、以下のア)とイ)の両方若しくは一方を実施すること。

ア) 高齢者等の所有する住宅資産活用に関する相談会の開催

イ) 高齢者等の所有する住宅資産活用に関する相談窓口の設置

② 住宅資産の活用推進のための専門家の育成

住宅の所有者による住宅資産の活用に関する相談に対応できるファイナンシャル・プランナーを育成するため、ファイナンシャル・プランナーを対象とし、住宅資産の活用に係る体系立てた知識及び住宅資産の活用に関する相談に応じるための実務に関する研修を実施すること。

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

補助金交付決定通知の交付日（平成27年6月下旬目途）から平成28年3月25日まで

2. 補助事業者

補助事業者は、1. (3)に掲げる事業を実施可能な団体とし、1. (4)に掲げた期間が終了した後も、継続して同様の事業を行うことが認められることを要件とする。

なお、本事業における代表者及び事業実施責任者を明確にし、かつ、経理担当者を設置し、会計帳簿、監査体制を備えるなど、事業実施に係る責任体制を整備する必要がある。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅政策課 住宅資産活用推進事業担当

電話：03-5253-8111（内線39215）

ファクシミリ：03-5253-1627

電子メール：shoyama-t25h@mlit.go.jp

(2) 募集要領の交付期間、場所及び方法

① 期間

平成27年4月24日（金）から平成27年5月29日（金）まで

② 方法

募集要領の交付を希望する場合は、あらかじめ上記の担当まで電話連絡を行い、手渡し、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により交付する。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

① 期限

平成27年5月29日（金）18時まで（必着）

② 場所

上記3. (1)の担当部局

③ 方法

上記3. (1)の担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る）により3部（正本1部、副本2部）

4. 補助事業者の選定

提出された応募書類等について書類審査等を行い、1. (3)に掲げる事業ごとに、事業の目的に合致したものを採択する。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、提出者に対して、補助事業者の取消しを行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった応募書類は原則破棄する。なお、返却を希望する場合は、応募書類を提出する際に、その旨を申し出ること。
- (7) 同一の内容で、国または地方公共団体より補助金を受けている場合は対象外となる。
- (8) 同一の提案者が同一の提案内容を重複して提案することはできない。
- (9) 詳細は、別途交付する募集要領による。